

武蔵野市電力供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、別に締結する電力の供給に関する契約（以下「本契約」という。）について、契約書及びこの約款（以下「契約書等」という。）に基づき、発注者の指示した仕様書、見本、図面等（単価契約にあつては、納入数量、納入期限等に関する指示を含む。以下これらを「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は発注者が需要場所で使用する電気を、需要に応じて供給するものとし、発注者はその契約代金（単価契約にあつては、供給した実績数量に応じた代金。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 契約書等に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 契約書等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 契約書等及び仕様書等における期間の定めについては、当該契約書等又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の保証)

- 第3条 発注者が必要と認めるときは、受注者は、本契約の締結と同時に契約金額（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。第10条、第13条及び第17条において同じ。）の100分の10以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が本契約の履行を完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき（単価契約にあつては、契約期間が満了したとき）又は第14条第1項若しくは第15条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者の請求により契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）を返還する。
- 3 発注者は、契約保証金について利息を付さない。

(一般的損害等)

- 第4条 本契約の履行に関して契約期間中に生じた損害（旧一般電気事業者及び第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項本文の場合において、発注者は、第13条の規定による違約金の納付又は第14条第1項若しくは第15条第1項の規定による契約の解除があったときでもなお損害賠償の請求をすることができる。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少する場合で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき。

- 2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、速やかに契約電力を定めることとし、それまでの間の契約電力は、前項の規定により定めることとする。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第7条 受注者が当該地域を管轄する旧一般電気事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務は、受注者が負担するものとする。

(計量及び検査)

第8条 受注者は、原則として毎月1日又は供給地点が属する基準検針日ごとに定めた毎月一定の日に計量器によって記録された値の読みにより前月の計量日から当月の計量日の前日までの使用電力量等を施設ごとに算定し、発注者に通知しなければならない。

- 2 前項によりがたい場合は、発注者及び受注者が協議のうえ計量日を決定するものとする。
3 発注者の指定する職員は、第1項の通知を受けたときは、速やかに検査をしなければならない。

(契約代金の支払)

第9条 契約代金の算定は施設ごとに行い、算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

- 2 受注者は、発注者の検査に合格したときは、契約電力に基本料金単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額（力率割引又は割増を行う場合にあっては、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める力率割引又は割増して得た額）に、当該月における使用電力量に電力量料金単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た金額を加算した金額に、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）を契約代金として請求することができる。

なお、消費税率の改正が行われたときは、改正後の税率によるものとする。

- 3 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、受注者に契約代金を支払わなければならない。ただし、これによりがたい場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、支払期限を定めるものとする。
4 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対して当該未払金額から、消費税及び地方消費税額から次の算式により算定された金額を減じた額及び再生可能エネルギー発電

促進賦課金を差し引いた金額に、支払期限の翌日から支払い終えた日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて得た金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

なお、次の算式により算定された金額に端数が生じる場合は、小数点以下を切り捨てるものとする。

再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第10条 本契約の締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者又は受注者は相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約内容の変更等）

第11条 発注者は、必要と認めるときは、受注者と協議のうえ、本契約の内容を変更し、又は電気の供給を一時中止させることができる。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約を履行しないとき又は履行する見込みが明らかでないとき発注者が認めるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本契約の締結又は履行にあたり、不正の行為をしたとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督若しくは検査の実施にあたり発注者の指定する職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 第15条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者が、本契約に基づく義務を履行しないとき。
- (7) 本契約に関して、公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条の排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項の納付命令）を行ったとき。
- (8) 本契約に関して、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。第17条第1項ただし書きにおいて同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前条の規定により本契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務に

ついて債務の不履行があった場合

- 2 次に掲げる者が本契約を解除した場合にあっては、前項第2号に該当するものとみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者又は管財人
- 3 第1項各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議による解除）

第14条 発注者は、必要と認めるときは、受注者と協議のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により、発注者が電気の供給を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第11条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により本契約が解除される場合に準用する。

（解除等に伴う措置）

第16条 発注者は、本契約が解除された場合、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について債務の不履行があった場合において、検査に合格した既納部分があるときは、当該既納部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

（賠償の予定）

第17条 受注者は、本契約に関して、第12条第7号又は第8号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条第8号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第18条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、相殺後も当該金銭債権を有するときはこれを追徴する。

（予算の減額等による契約変更等）

第19条 発注者は、契約期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。

(疑義の決定等)

第20条 契約書等の条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき又は契約書等若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。